

審査基準

| 基準の名称 | 使用料の減免基準（１） | |
|---|-------------|--|
| 法令等名 | 根拠条項 | 許認可等・処分の概要 |
| 徳島県都市公園条例 | 15条第1号 | 公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可，占用の許可及び行為の制限の許可に係る使用料の減免 |
| 基準の内容 | | |
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 徳島県都市公園条例（昭和33年徳島県条例第20号。以下「条例」という。）第15条第1号の規定に基づき，都市公園法第5条第1項の公園管理者以外の者の公園施設の設置・管理の許可，同法第6条第1項若しくは第3項の占用の許可及び条例第4条第1項若しくは第3項の行為の制限の許可に係る使用料（以下「使用料」という。）の減免について、判断の基準（以下「減免基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第2条 使用料の減免基準は，つぎのとおりとする。</p> <p>（１）全部免除</p> <p>（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）</p> <p>① 法第5条第1項に係るものにあつては，次の項目のすべてに該当すること。</p> <p>a 国，地方公共団体又は国若しくは地方公共団体がすべて出資している公共的団体が，公共の目的で設置するものであること。</p> <p>b 都市公園に必要なものであること（自動販売機を除く）。</p> <p>（非常災害に際し，被災者を収容するための仮設工作物の占用）</p> <p>② 法第7条第5号に係る仮設工作物の占用</p> <p>（競技会，集会，展示会等の催しのための仮設工作物の占用）</p> <p>③ 法第7条第6号に係るものにあつては，次の項目のすべてに該当すること。</p> <p>a 国，地方公共団体，国若しくは地方公共団体がすべて出資している公共的団体又は指定管理者が主催するものであること。ただし，防災上必要な訓練を目的とする場合はこの限りでない。</p> <p>b 収益を伴わない事業であること。ただし，収益があつた場合でも，収益の処分が公用，公共の用，又は公益のために使用することが確定している場合を除く。</p> <p>（公園内における行為の制限）</p> <p>① 条例第4条第1項若しくは第3項に係るものにあつては，前③に準ずること。</p> | | |

(2) 一部免除

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

- ① 法第5条第1項に係るものにおいて、次の項目のすべてに該当する場合は、2分の1を免除する。
- a 国又は地方公共団体の出資がある公共的団体が、公共の目的又は都市公園の利便性を図る目的で設置するものであること。
 - b 都市公園に必要なものであること（自動販売機を除く）。

(競技会、集会、展示会等の催しのための仮設工作物の占用)

- ② 法第7条第6項に係るものにおいて、次の項目のすべてに該当する場合は、2分の1を免除する。ただし、月見が丘海浜公園の芝生広場、スポーツ広場及び半月の広場並びに鳴門ウチノ海総合公園の多目的芝生広場並びに南部健康運動公園の多目的広場及び円形多目的広場に限り、20分の19を上限に免除できるものとする。
- a 国又は地方公共団体の出資がある公共的団体が主催するものであること。
ただし、月見が丘海浜公園、鳴門ウチノ海総合公園及び南部健康運動公園において、国又は地方公共団体並びに国又は地方公共団体がすべて出資している公共的団体が後援しているとともに、過去に公共施設の使用実績等があり、公共性を有するもの、あるいは、国又は地方公共団体の出資がある公共的団体が主催するものであること。
 - b 収益を伴わない事業であること。ただし、収益があった場合でも、収益の処分が公用、公共の用、又は公益のために使用することが確定している場合を除く。
 - c 占用期間が短期間であること。

(公園内における行為の制限)

- ③ 条例第4条第1項若しくは第3項に係るものにおいては、前②に準ずること。

(使用料の減免申請)

第3条 使用料の減免を受けようとする者は、知事に申請するものとする。

附 則

この基準は、公布の日から施行するものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行するものとする。

附 則

この基準は、平成19年7月1日から施行するものとする。

附 則

この基準は、平成23年3月31日から施行するものとする。